

僧祐の疑偽経観と抄経観

岡 部 和 雄

- 一、はじめに
- 二、疑偽経一般に対する見解
- 三、疑偽経の種々相——その五類型
- 四、疑偽経と抄経
- 五、疑偽経観と抄経観の背景
- 六、むすび

一、はじめに

中国仏教史に疑偽経（真経でないものをこう呼ぶことにする。これまで疑経または偽経と呼ばれたものと区別しない）が登場するのはかなり古い時代からであったらしく、すでに道安（三一四—三八五）の時代には二十六部三十巻もの疑偽経が存在していたと記録されている。⁽¹⁾道安は、真偽混濁してもはや黙過しえぬ状況であるという自らの判断に基づいてこれらの疑偽経を列挙したと考えられるが、真偽を弁別する基

僧祐の疑偽経観と抄経観（岡部）

準が何であるか、疑偽経とはどんな経をいうかについては、はっきりした説明をしていない。疑偽経の定義づけを試みなかったのは道安に限らず、他の経録製作者にも多かれ少なかれ共通しているようである。しかしわれわれにとって重要な問題は、かつて疑偽経の存在を指摘しその一一を列挙した人々が疑偽経についてどのようなイメージを抱いていたかであり、何をもって疑偽経ときめつけたかである。この課題に答える一つの手がかりとして僧祐（四四五—五一八）の疑偽経⁽²⁾観を考察することにした。僧祐も疑偽経一般の定義説明を十分行なわなかったもので、その点では道安を扱う場合と同様の困難がつきまとっている。しかし真偽を弁別する際の具体的個別的事情を伝える資料が、道安の場合よりもはるかに豊富である。そこでこれらを資料として疑偽経に関する僧祐の記載を丹念に検討することによって、当時どのような種類の疑偽経があり、それらはどんな基準で、またはどんな具体的

理由によって疑偽經と判定されたかをかなり明らかにしようと考えられる。こうして僧祐の疑偽經全体の輪郭が浮かびあがったところで、かれの疑偽經觀および抄經觀の成立がどのような思想的位相と背景をもっているかについて、主として僧祐の残した序文類によって追求してみたい。

二、疑偽經一般に対する見解

僧祐が疑偽經をどう見ていたかは、出三藏記集卷五の新集疑經偽撰雜錄の前文に示されている。

まず長阿含經の「仏、まさに涅槃し給わんとするや、比丘のために四大教法を説き給う。もし法と律とを聞かばまさに諸經においてその虚実を推すべし。法と相違せば即ち仏説にあらず⁽³⁾、および大涅槃經の「わが滅度の後、諸比丘の輩、經典を抄造し法をして淡薄ならしむ⁽⁴⁾」という二つの經証を冒頭に掲げる。つづいて中国古代の澆季混濁の末法の世に偽が真を晦ました故事、道安がかつて二十六部の疑偽經を指摘した事実、さらに慧達が門人に対して抄經を戒めたことなどをこれまでの歴史的例証として語る。つぎに僧祐自身の經典研究の体験にふれながら、群經を校閲し広く經の異同を集め、それを經律の所説に照らしてみると、仏説とするにはすこぶる疑わしいものが発見されたと述懐する。真經と疑偽經は本質的に異つたものであるから両者は決して紛れることはあり

得ないといつぎのよういふ。

それ真經の体趣は融然深遠なるも、仮托の文は辞意淺雜なり。玉石朱紫、形を逃るる所なきなり⁽⁵⁾。

一般的にいえば僧祐のいうように、仏説に名を籍りて偽造された經の多くは、「辞意淺雜」で、これを見分けるのにそれほどどの困難を伴わなかったことは確かであろう。しかし中には少数ではあつても、巧妙に偽造されていて必ずしも「辞意淺雜」でなかったものもあつたに相違ない。そしてこの場合でも真偽を誤りなく弁別することが可能であるとすれば、それは弁別する者のすぐれた眼光によるとしかいえないであろう。この眼光は長年の經典研究によってのみ培われる鋭い勘のはたらきから生れるものである。

したがって僧祐のいう「融然深遠」「辞意淺雜」は、真經と疑偽經を分かつ一般的特徴には違いないが、定義というにはあまりに漠然としている。しかし單純この上ない右の言葉も具眼の士たる僧祐の口を通して聞くと、特別の重い響きを持つ。僧祐においては真偽晦ますべからずという仏教者としての信念と、真偽を弁別せずにはおかない自らの眼光への信頼とが一つのものとして固く結び合っている。僧祐は前文をつぎのように続ける。

今、疑わしき所を區別してこれを録に注せり。近世の妄撰もまた末に標せり。並びに雜經に依倚して自ら名題を製

す。進んでは遠く外域に適くを聞かず、退いては訳を西賓に承くるを見ず。我聞は戸牖に興り、印可は胸懐に出ず。後学を誑誤すること、まことに寒心するに足る。すでにみずから見聞するところ、いづくんぞあえて黙せんや、嗚呼、来葉、慎みて察せよ。⁽⁶⁾

三、疑偽経の種々相―その五類型

つぎに僧祐が疑偽経と判定した諸経について、それらを五つの類型に分け、僧祐の注記などによって判定の具体的事情をうかがうことにしたい。この五つの分け方は便宜的なものであるが、僧祐の意図を尊重した分類であることはいうまでもない。

(1) 義理乖背、文偈淺鄙とされる十二経。

比丘応供法行経一卷 此経前題云羅什出、祐案経卷旧無訳名兼羅什所出、又無此経故入疑録

居士請僧福田経一卷 此経前題云曇無讖出、案識所出無此故入疑録

灌頂度星招魂断絶復連経一卷

決定罪福経一卷

無為道経二卷

情離有罪経一卷

焼香呪願経一卷 或云呪願経

安墓呪経一卷

観月光菩薩記一卷

僧祐の疑偽経観と抄経観(岡部)

仏鉢経一卷 或云仏鉢記甲申年大水及月光菩薩出事

弥勒下教一卷 在鉢記後

九十六種道一卷

これらの十二経はいずれも「義理乖背、文偈淺鄙」と評され、内容・表現ともに低俗である点に共通性があるという。

これはさきの前文で「辞意淺雑」といわれたものと同様と同じと考えてよからう。最初の二経には注記があり、それによれば、これら二経にはそれぞれ羅什訳、曇無讖訳と訳者名がつけられているが、二人の訳経を調べてもこれらの経はないので疑録に入れておくとある。疑録とは疑経偽撰録の略である。さらにこれら十二経は、道安の挙げた二十六経とともに「源を失せり」とされている。⁽⁷⁾「源を失せり」とは出三蔵記集の用例からいって、訳者や訳時が不明の意味である。以上のことから、これら十二経が疑偽経と判定されたのは、経に相応しからざる低級俗悪な内容であったばかりでなく、経の形式としても翻訳経としての条件を欠いていたからである。したがって僧祐の判定は経の内容・形式両面にわたる十分な調査研究を経て行なわれたものであると考えられる。

(2) 撰者名の明らかな八経

灌頂経一卷 一名藥師琉璃光経、或名灌頂拔除過罪生死得度経

右一部、宋孝武帝、大明元年、秣陵鹿野寺比丘慧簡、依

経抄撰 此経後有統命法所以偏行於世

提謂波利經二卷旧別有提謂經一卷

右一部、宋孝武時、北国比丘曇靖撰

宝車經一卷或云妙好宝車菩薩經

右一部、北国淮州比丘曇弁撰、青州比丘道侍政治

菩提福藏法化三昧經一卷

右一部、齊武帝時、比丘道備所撰備易名道歡

仏法有六義第一応知一卷未得本

六通無礙六根淨業義門一卷未得本

右二部、齊武帝時、比丘釈法願抄集經義所出、雖弘經義

異於偽造、然既立名号則一部、懼後代疑亂、故明注于録

仏所制名数經五卷

右一部、齊武帝時、比丘釈王宗所撰、抄集衆經有似数

林、但題称仏制、懼乱名実、故注于録

衆經要擡法偈二十一首一卷

右一部、梁天監二年、比丘釈道歎撰、右合二十部、二十

六卷、疑經両録合四十六部五十六卷、其三十八部失源、

八部有人名

これら八經に共通しているのは撰者名が明記されていることである。灌頂經が「經に依りて抄撰す」とされ、六通無礙六根淨業義門が「經義を抄集す」とされるほかは、すべて「比丘○○撰す」と記されている。抄撰、抄集、撰はそれぞれ字義が異なるから、經の成立事情も同じでないことを予想

させるが、僧祐の用例では、それが必ずしも區別されているとはいいがたい。あるいは僧祐のこれらの表記は、それぞれの經に付されていたものをそのまま採ったのかも知れない。

それはともかく、これら八經は特定の撰者の名が当時明らか
に知られていたことは疑いない。ところでこれら八經の内容
についてここでは、とりたてて批評がましい言葉は見当らな
いが、さきの前文中に「近世の妄撰」といったのは、主とし
て撰者名のはっきりしているこれら八經を指したものと考
えてよいであろう。同じく前文に「並べて雜經に依倚して自ら
名題を製す」とあるのも、これらの諸經が例外なく種々の雜
經に基づいて偽造され、勝手に經題がつけられて独立の經の
体裁を整えた事情を語ったものである。この八經の中には
灌頂經、提謂波利經、宝車經のごとく、以後さかんに流行
し、今日にまで伝えられているものもある。第一類の疑偽經
は十二經ともすべて失なわれて現存しないから、第二類中の
現存經は疑偽經の研究上貴重な資料といわなければならな
い。⁽⁸⁾

ところでこの第二類の八經と第一類の十二經とを區別する
ものは、第二類が「人名あり」であるのに対し第一類が「源
を失せり」であったことである。すなわち經の形式に注目し
ての區別であって、内容にはわたらない。僧祐が第一類と第
二類について内容の上から優劣をつけていたとは思えないか

らである。仏法有六義第一応知と六通無礙六根浄業義門の二經については「經の義を弘めんとせるものにして偽造とは異れり」と一応好意的な見方をしながらも「然しすでに名号を立て別に一部を成せば、後代を疑乱することを懼る。故に明らかに録に注せり」として疑偽經録に編入している。ただしこの二經はその下注によればともに当時欠本だったから、実際に手にとって判断を下したのではないらしい。また仏所制名數經と衆經要攬法偈二十一首の二經は經題や注記によれば、明らかに抄經の一種と思われるが、これが抄經録に編入されず、ここに収められているのは、やはり特定の撰者名が付されていたからであろう。抄經の問題は第五類とも関連するので、後に再説したい。

(3) 僧法尼の誦出せる二十一經

- 宝頂經一卷 永元元年出、時年九歲
- 浄土經七卷 永元元年、時年九歲
- 正頂經一卷 永元元年、時年九歲
- 法華經一卷 永元元年出、時年九歲
- 藥草經一卷 永元二年出、時年十歲
- 太子經一卷 永元二年出、時年十歲
- 伽耶波經一卷 永元二年出、時年十歲
- 波羅奈經二卷 中興元年出、時年十二歲
- 優婁頻經一卷 中興元年出、時年十二歲

僧祐の疑偽經觀と抄經觀(岡部)

- 益意經二卷 天監元年出、時年十三智遠承旨
- 般若得經一卷 天監元年出、時年十三智遠承旨
- 華嚴瓔珞經一卷 天監元年出、時年十三智遠承旨
- 踰陀衛經一卷 天監四年台内華光殿出、時年十六
- 阿那含經二卷 天監四年出、時年十六
- 妙音師子吼經三卷 天監四年出、時年十六僧張家
- 出乘師子吼經一卷 天監三年出、時年十五
- 勝鬘經一卷 永元元年出、時年九歲
- 優曇經一卷
- 妙莊嚴經四卷
- 維摩經一卷江家出
- 序七世經一卷

僧祐はこれら二十一經三十五卷を列挙した後で、これらの經を誦出した僧法尼をめぐるつぎのような逸話を紹介している。彼女は太学博士であった江泌の娘として生まれたが、のちに出家して尼となり僧法と名のつた。彼女は十歳前後の少女時代から、目を閉じて静坐し、經を誦出してはそれを書写させた。上天とか神授とか称したが、その語るところはすべて理にかなない、あたかも前生で習得したもののごとくであった。都の道俗はみなこれを不思議がった。やがて天聞に達し勅見を許されて奉答したが、その様は常人と異なるところがなかったという。僧祐は彼女の誦出經を探索したが、その家

に深く秘藏されて見ることができず、妙音師子吼経という一経だけをやっと入手してこれを疑偽経録に加えた。彼女の没後、好事家があつてそれらの誦出経を集めたため二十卷余りとなった。ところが彼女の舅の孫質がこれらの経を書写し真経として広く世間に流布した。だからこれらの経はきつと処々に残っているに違いない。神がかりによる経の誦出という例は昔にもないことはないが、誦出経は明らかに仏陀の金口の説法ではないし、翻訳経でもない。だからこれを疑偽経録に編入したという。僧祐は自ら入手した妙音師子吼経の内容については何も語らないが、正法を信じて梵行を修し、のちに尼となって青園寺に住したというこの僧法を特に責める口吻も見られない。彼女の活躍した斉末梁初は、僧祐の中年から晩年に当っており、彼女の言動はことごとく僧祐の耳にも入ってきたであろう。僧祐の胸中には穏やかならざるものがあつたに違いない。

(4) 妙光の作れる一経

薩婆若陀眷属莊嚴經一卷^{二十余紙}

一卷二十余紙の小さな一経であるが、僧祐は異例の詳細なコメントを付している。それによれば、この経はかつて郢州の頭陀道人であつた妙光がその州の僧正たちの排斥を受け、都に潜伏し普弘寺に住したとき造つたものである。経は書写して屏風にはられた。それを紅い紗でおおい、香花を供えて

まつつたので、大勢の道俗がこれを供養した。（経名中の薩婆若陀とは妙光の父の名であるという。）しかしこの事実が発覚し、勅命によって都の建康で裁判にかけられることになった。疑状（告訴状）によれば「諸経を抄略するのによく私意を混えている。妄りに経を造り路琰ろえんという書写人とはかつてあれこれ潤色した」と。勅命をうけて妙光事件を評議するため都に集まつた二十人の僧正たちのうち名前の挙げられてゐるものは、曇准、僧祐、法寵、慧令、慧集、智藏、僧旻、法雲などである。この裁判で「妙光は死刑、路琰は十年の流刑」と決つたが、のち減刑され死刑はまぬがれた。しかし結局、南方の東冶（福建省）に流罪となり、残された経や屏風などはことごとく焼却された。かくして妙光の著作は表面的には地上から抹殺されたが、その断片のいくつかは残存している可能性が十分予想された。そこでそれらが後世の人々を惑乱させないようにとの配慮から、あえて記録にとどめた、と僧祐はいう。妙光が造つて流行させたというこの経は、経の類型としては第二類のものに近いと思われる。特定の個人が私意にもとづいて諸経を抄集削略したという点では第二類の灌頂経などと共通である。この第四類を第二類から區別するものは、その撰者が正統的な仏教界に属する人物か否かの一点のみである。妙光は正統仏教からはみ出したアウトサイダー的仏教者の一人であつた。戒を受けてわずか七年という

若輩の身ながらすでに教祖的力量をそなえ、頭陀行を中心に
して民衆教化を志さず宗教家であった。その民衆への影響力
を正統仏教界は黙視できず、勅命という権威のもとに邪教の
レットルをはって仏教界から追放した。僧祐がこの妙光を査
問した当事者の一人であったことは興味ぶかい。僧祐の記述
は仏教界上層部の峻しい意思を代弁したものであるが、妙
光と共謀者路談への憎悪と反感がむき出しにされていて、ど
の疑偽経に対するよりも敵対的態度が露骨に示されている。

(5) 近世所集の二経

法苑経 一百八十九卷

抄為法捨身経 六卷

の二経である。僧祐の注記によれば、これら二経は近世の所
集で、いつ・だれによって集められたかは不明であるが、い
ずれも群経を集め、部類をたてて題名をつけたものであると
される。内容は第二類の衆経要攬法偈二十一首などの四経と
類似したものと考えられる。ただ違いは前者が年代・人名と
もにはっきり知られているのに、後者は不明とされるだけで
ある。ところで、この二経は「新集抄経録」の末尾にもつぎ
のように掲載されている。⁽¹²⁾

抄為法捨身経六卷抄字在上似是文宣
王所抄今闕比經

法苑経一百八十九卷此一經近世抄集並撰撰群經以類相
從難立号法苑経終入抄数今闕此經

この注記は疑偽経録のものとして少しく相違している。抄為法

僧祐の疑偽経観と抄経観(岡部)

捨身経は「抄」の字がついているから文宣王の抄経に類似
しているという。これは同じく抄経録中に文宣王の三十六部の
抄経を列記したあとに「凡そ抄字の経題上に在るは皆文宣の
所抄なり」⁽¹³⁾とあるのに符合する。しかしこれが文宣王の抄経
か否かは、この経が当時欠本だったために確かめようがな
かったのであろう。法苑経もやはり欠本だったことが、その注
記にうかがわれる。ところで僧祐がなぜこの二経を両録に併
載したかを考えるために、節を改めて僧祐の抄経観を検討す
ることにしたい。

四、疑偽経と抄経

僧祐によれば抄経とは「経義の要を撮挙せるもの」⁽¹⁴⁾である
が、本来、抄経の名に値するものは安世高が修行経を抄出し
て大道地経としたごとく、広訳が困難な場合に原文を省略し
て訳出された経のことである。支謙訳の索抄経も経題のごと
く抄経であるが、やはり胡本を約写したものであるという。
ところが後代の人々は、経の訳文に勝手に手を加えて抄撮
し、大部の経は各品ごとにバラバラにし、それに経題を付し
て抄経と称しているが、これは本来の抄経ではないから法宝
を乱し辱しめる弊害を伴うとされる。仏教のすぐれた理解者
であった文宣王の抄経でも例外ではないという。それは抄経
が一たび作られ世に流布すれば、もはやそれを削除すること

がきわめて難かしいからである。こうした抄経が僧祐当時すでに四十六部三百五十二卷（うち三十八部一百五十一卷が有本）も存在したのであり、しかもこうした弊風はますますさかんになりつつあった。

ところで僧祐の抄経および疑偽経への態度を対比してみると、法宝を乱し辱しめるもの、すなわち真経を晦ますものとして、両者はほとんど同罪と見なされ糾弾されていたといえる。「経の義を弘めんとせるものにして偽造とは異れり」と述べて抄経製作者の善意に同情を寄せてはいたが、一旦作られた抄経が後代に惹起するであろう混乱の方を重視せざるを得なかった。かくして抄経は疑偽経と基本的には同列に扱われたが故に、僧祐にとって両者の境界が必ずしも明瞭に自覚されていたとはいえない。そのことが抄撰、抄集、撰の区別を曖昧なものにしているし、同一経を抄経録と疑偽経録に重複記載するという誤りを犯させたといえよう。

五、疑偽経観と抄経観の背景

僧祐は八部の著作を残したとされるが、現存するものは出三蔵記集、弘明集、釈迦譜の三部にすぎない。しかしすでに失われた五部についても序や目録が残っている⁽¹⁶⁾ので、それら現存の著作全体にわたって、かれの述作の意図や問題関心、さらに方法論などを検討する道が開かれている。ここではそ

れらの中から僧祐の疑偽経観ないし抄経観の形成と関連のある問題をとりあげて考察することにした。

弘明集は儒教と道教の側から加えられた仏教批判に対して、仏教の立場から、「道を弘め教を明かす」ための先人の論文を集成したものである。僧祐は序と後序を書き述作の意図を述べて「前代の勝士の書記文述にして三宝を益するものあれば皆編録し、類聚区分し列ねて十卷となせり⁽¹⁷⁾」となし、また儒道二教を批評して「守文の曲儒はすなわち（仏教を）拒んで異教となし、巧言の左道はすなわち（仏教を）引きて同法となすに至りては、拒むに抜本の迷あり、引くに朱紫の乱あり⁽¹⁸⁾」と記している。ここに見られるような僧祐の護法意識、儒道二教の曲解から純正な仏教をとりもどそうとする信念は、真経（インド伝来の翻訳経）と疑偽経をあくまで峻別しようとする場合にも等しく発現すると考えられる。第一類の疑偽経を評して「或は義理乖背し、或は文偈淺鄙なり」とした僧祐の真意は、インド伝来の正統仏教を、不純なもの、敵対的なものから弁別し擁護しようとする一点において、弘明集述作の意図と深くかわりあい、両者は同一の源泉に連なっていることは否定できない。儒道二教よりの論難は、仏教の純粹性、正統性を外側から切り崩そうとするものであるのに対し、仏説を偽称する疑偽経群の存在は、放置すれば仏教の内部を限りなく荒廃させずにはおかないである

う。僧祐においてこのような内憂外患の自覚は同一の危機意識として結晶していったといつてよい。

ところで釈迦譜は経律からの引用文のみによって仏伝を構成したものであり、世界記も同一の方法で仏教の世界観を記述したものである。この二著について注目されるのは、その特異な述作の方法である。釈迦譜の序に「今、衆経を抄集して述べて、作らず」とあり、また「衆経を繕じて以て本を正し、世紀を綴りて以て末に附し、聖言をして俗説と条を分たしむ」と記されている。世界記の序には「志は拾遺にあり」「両経を抄集して以て根本を立て、兼ねて雑典を附して互いに同異を出だす」と述べられている。したがって僧祐は経律論の三蔵からあらゆる必要な資料を拾集し、これを順序よく配列することによって、この二著をまとめあげたのである。資料には「出○○経」として典拠を明らかにしているが、資料以外のコメントの一切は全く省かれ、自説は片言隻句も差しはさんでいない。これは典拠を明示して資料のみに語らせるといふ方法であり、徹底した資料主義、典拠主義とでもいふべき立場を貫いているといふべきである。こうした立場や方法を支えているのは、聖典中の言句は神聖犯すべからざるものであり、世俗の言説にしかすぎない自説と同列に置くことはできず、あえてそれを行えば聖言を破る結果になるといふ厳しい自己抑制の信念であった。ところでこの資料主義、

典拠主義は、僧祐の抄経観と密接な相関関係を持っていると思われる。すでに指摘したように、僧祐は抄経に対して疑偽経に准ずるものとして厳しい批判を抱き、その流行を何とかしてくい止めたいと苦心していた。抄経はたとえ経義の宣揚という善意から出たものであっても、一たび世間に流行すれば、あたかも独立の翻訳経のごとく受けとられ、後世の誤解や混乱のもとになるからである。文宣王や慧遠（大智度論の抄として般若経問論集を作った⁽²³⁾）によって作られた抄経ですら、こうした弊害は避けられない。そこで後世に誤解や混乱をもたらすことなく、しかも経義宣揚にも貢献できるような方法がないものか、抄経のもつマイナスの契機をプラスに転換できる方途はないか、文宣王や慧遠の善意や純粹な動機を積極的に生かす道はないであろうか。抄経製作の流行についてのこうした深刻な反省と思索の上に立って、僧祐は上記二著における独特の方法論を考案するにいたった。それが典拠を明示して資料自身に語らせるといふあの方法である。僧祐がもしも「出○○経」という典拠を明記しなかったと仮定するならば、かれの釈迦譜にしる世界記にしる、たちどころに歴大な抄経の堆積群と化してしまったであろう。なぜなら僧祐自らいうごとく、⁽²⁵⁾前者は仏伝をテーマに経律から関連の記事を拾集したものであり、後者は六趣の輪廻世界について述べた諸経を抄集したものであって、衆経を抄集したという点

では全く抄經の一種に過ぎないからである。したがって僧祐が疑偽經とし抄經でもあるとして両録に併載した法苑經から、僧祐の前記二著を百歩隔てるものは、その正確な典拠の明示であったといえるであろう。

六、むすび

「志は拾遺にあり」「述べて、作らず」というのが、生涯仏教文献を涉獵し、資料の拾集・整理・分類・記録保存に心を砕いた僧祐の基本的姿勢であった。この姿勢をくずさずに貫くことができれば、はじめて歴史的眞実が明らかになり、インド以来の仏教的伝統が正しく後代に継承されうると信じていた。かれは自らの著作において常にこの基本姿勢を守り通した。疑偽經や抄經の製作は、かれのこの基本姿勢とまっ向から対立するものであり、それ故に歴史的眞実を覆いかくし仏教的伝統を歪めるものであった。仏説ならざるものがどうして仏説を僭称しえようか。しかし現実には多数の疑偽經や抄經が存在し、眞經を装って堂々と流行していた。中にはまぎれもない撰者名のついた經、少女が神がかりして誦出した經、アウトサイダー的頭陀道人の作った經など疑偽經の身につけている素性はさまざまであった。僧祐はそれらを克明に調査研究し、後代を誤らせないために疑偽經録、抄經録に分類し記録した。なお、僧祐の疑偽經觀や抄經觀に関して

は、かれの經録研究の一環としてさらに検討が加えられるべきであるが、かれの基本的立場、社会的地位などを知るためには、独立の研究としても追求すべき課題である。

注(1) 出三藏記集卷五、新集安公疑經録第二（大正藏五五、三八c）

(2) 牧田諦亮「中国仏教における疑經研究序説―敦煌出土疑經類をめぐって―」（東方学報第五三冊、昭和三九年刊）に僧祐の疑經觀が簡潔に紹介されている。

(3) 出三藏記集卷五、新集疑經偽撰雜録第三（大正藏五五、三八c）、長阿含經云、仏將涅槃、為比丘説四大教法、若聞法律、当於諸經、推其虚実、与法相違、則非仏説。

なお四大教法については長阿含經卷三、遊行經（大正藏一、一七c以下）にある。

(4) 同上（大正藏五五、三八c）、又大涅槃經云、我滅度後、諸比丘輩、抄造經典、令法淡薄。

(5) 同上（大正藏五五、三八c）、夫眞經体趣、融然深遠、仮托之文、辞意淺雜、玉石朱紫、無所逃形也。

(6) 同上（大正藏五五、三八c）、今區別所疑、注之於録、并近世妄撰、亦標于末、並依倚雜經、而自製名題、進不聞遠適外域、退不見承訳西寶、我聞興於戸牖、印可出於胸懷、誑誤後学、良足寒心、既躬所見聞、寧敢默已、嗚呼、来葉、慎而察焉。

(7) 同上（大正藏五五、三九b）、右合二十部二十六卷、疑經兩録、合四十六部五十六卷、其三十八部失源、八部有人名。

(8) 牧田、前掲書参照。提謂波利經、宝車經はともに敦煌本が伝わっているし、さらに前者については各種の文献に引かれた遺文も多い。

(9) 同上(大正蔵五五、四〇b)、昔漢建安末、濟陰丁氏之妻、忽如中疾、便能胡語、又求紙筆、自為胡書、復有西域胡人、見其此書云、是經前。

(10) 同上(大正蔵五五、四〇c)、抄略諸經、多有私意、妄造借書人路琰、屬辭潤色。

(11) 同上(大正五五、四〇c)、右二部、蓋近世所集、未詳年代人名、悉綵集群經、以類相從。

(12) 同上(大正蔵五五、三八b)

(13) 同上(大正蔵五五、三八a)、凡抄字、在經題上者、皆文宣所抄也。

(14) 同上(大正蔵五五、三七c)、抄經者、蓋撮拳義要也、昔安世高、抄出修行、為大道地經、良以広訳為難、故省文略説、及支謙出經、亦有字抄、此並約写胡本、非割断成經也、而後人弗思、肆意抄撮、或棋散衆品、或爪剖正文、既使聖言離本、復令學者逐末、竟陵文宣王、慧見明深、亦不能免、若相競不已、則歲代弥繁、蕪黷法宝、不其惜歟、名部一成、難用刊削。

なお道安の道地經序(大正蔵五五、六九b)によれば、安世高訳の道地經(大正蔵一五、二三〇)は衆護(Saṃgharakṣa)が二十七章に造ったのを七章に抄訳したものであるという。宇井伯寿『釈道安の研究』六九頁、同『訳経史研究』四一一

僧祐の疑偽経観と抄経観(岡部)

頁以下参照。

また支謙訳の字抄経は字経、字経抄の名でも呼ばれ現存する(大正蔵一七、七二九)。

(15) 同上(大正蔵五五、三九b)、右二部(仏法有六義第一応知一卷、六通無礙六根淨業義門一卷)、齊武帝時、比丘釈法願、抄集経義所出、雖弘経義異於偽造。

(16) 釈僧祐法集総目録序(大正蔵五五、八七b)に釈迦譜五卷、世界記五卷、出三蔵記集十卷(ただし現存のものは十五卷)、薩婆多部相承伝五卷、法苑集十卷、弘明集十卷、十誦義記十卷、法集雜記銘七卷の八部を承けている。このうち現存しない五部を含めつぎの七部の目録序が出三蔵記集卷十二に収められている。釈迦譜目録序、世界記目録序、薩婆多部記目録序、法苑雜縁原始集目録序、弘明集目録序、十誦義記目録序、法集雜記銘目録序。

(17) 弘明集目録序(大正蔵五五、九三c)、前代勝士書記文述、有益三宝者、亦皆編録、類聚区分、列為十卷。

(18) 同上(大正蔵五五、九三b)、至於守文曲儒、則拒為異教、巧言左道、則引為同法、拒有拔本之迷、引有朱紫之乱。

(19) 釈迦譜(大正蔵五〇、一)

(20) 世界記目録序(大正五五、八八b)

(21) 釈迦譜目録序(大正五五、八七c)、今抄集衆経、述而不作。……総衆経以正本、綴世記以附末。

(22) 世界記目録序、志在拾遺。……抄集両経、以立根本、兼附雜典互出同異。

僧祐の疑偽經観と抄經観（岡部）

(23) 慧遠のこの著作は失なわれ、序のみが現存する（出三蔵記集卷十、大正蔵五五、七五b）。この序の末尾で抄論述作の意図についてつぎのように述べている。遠於是、簡繁理穢、以詳其中、令質文有体義無所越、輒依經立本、繁以問論、正其位使類各有屬、謹与同止諸僧、共別撰以為集要、凡二十卷、雖不足增暉聖典、庶無大謬、如其未允請俟來哲。

慧遠のこの著作を僧祐は抄經録中（大正蔵五五、三八a）に入れて

般若經問論集二十卷即大智論抄、或云要論、或云略論、或云釈論

右一部凡二十卷、廬山沙門釈慧遠、以論文繁積、学者難究、故略要抄出

と注記している。

(24) 抄經の汜濫に手を焼いた様子は、やはり僧祐によって新集続撰失訳雜經録の前文（大正蔵五五、二一b）にも言及されている。

(25) 釈僧祐法集総目録序（大正五五、八七a）、仰稟群經、傍採記伝、事以類合、義以例分、顯明覺応、故序釈迦之譜。

釈迦譜目録序（大正蔵五五、八七b）、並義炳經典、事盈記伝……披經按記、原始要終、敬述釈迦譜、記列為五卷……今抄集衆經、述而不作。

世界記目録序（大正蔵五五、八八b）、祐以庸固、志在拾遺、故抄集兩經、以立根本、兼附雜典、互出同異、撰為五卷、名曰世界集記。